

宮古市告示第 202 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 2 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類（名称）

都市施設 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

（一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区））

2 都市計画を決定する土地の区域

宮古市津軽石第 4 地割の一部（区域は別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市都市整備部都市計画課（市役所都市整備部第二事務所）

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

計 画 書

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（宮古市決定）

宮古都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）を次のように決定する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）						
位 置		岩手県宮古市津軽石第4地割の一部						
面 積		約 1.2ha						
施設の位置及び規模	住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共	公益的施設		約 0.4ha	備 考	市役所出張所、公民館、消防屯所、保育所、その他周辺居住者の共同の福祉又は利便のために必要となる施設等を配置する。		
		公共施設	道路					種別
	公園及び緑地		種別	名称	面積		備考	
	その他公共施設		公園		津軽石地区として、必要な面積を計画的に確保するため、適宜配置する。			
			水路		幅員約 4m、延長約 210m			
	小計		下水道		①雨水：道路側溝に集水し、津軽石川へ直接放流する。 ②汚水：公共下水道により集水し、流末処理場を經由して、津軽石川へ放流する。			
上水道			宮古市営水道により給水する。					
小計		約 0.8ha						
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		—						
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		20 / 10 以下						
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		7 / 10 以下						

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

津軽石地区は、東日本大震災からの早期復興を目指し、出張所等の公共施設機能を集約した拠点を有する市街地形成を図るため、本案のように定める。

理 由 書

東日本大震災により、津軽石地区周辺の公益的施設が甚大な被害を受けており、早期の復旧が必要である。

本地区においては、高台区域に、出張所、防災施設、保育所及び交流拠点施設等の公益的施設を配置し周辺都市機能を集約し、浸水区域には公園や緑地を配置することで、被災時の円滑な復興活動の支援を図り、加えて良好な市街地環境の形成を目指すこととする。

また、現在計画されている三陸沿岸道路のパーキングエリアを避難地としても利用するため、連絡道路も併せて計画する。

これら当該地区が有すべき諸機能に係る施設を整備するため、本案のように一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津軽石地区）を定める。